

幼児教育・保育の無償化に伴う給付認定について

別紙 2

令和元年 10 月から幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に向け、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

市立幼稚園に入園する場合、1号認定を受けて利用することで幼稚園保育料が無償となります。また、保育要件がある場合、1号認定に加え新2号認定を受けることで、預かり保育料も無償となります。

下記内容をご確認のうえ、必ず期限までにご申請ください。

1. 認定区分と対象児童について

【全員】

認定区分	対象児童	対象年齢
1号	市立幼稚園を利用するすべての児童	3～5歳児

【希望者のみ】

認定区分	対象児童	対象年齢
新2号	父母ともに保育要件(p.2参照)がある児童	3～5歳児

※この書類での「歳児」とは小学生の学年の考え方と同様で、例えば「3歳児 ⇒ 3歳の4月から4歳の3月末まで」となります。

2. 認定ごとの無償化対象費用について

		1号認定のみ	1号認定 + 新2号認定
①	幼稚園保育料	無償	
②	預かり保育料	利用に応じ、支払い ※対象者には減免あり(p.2参照)	無償

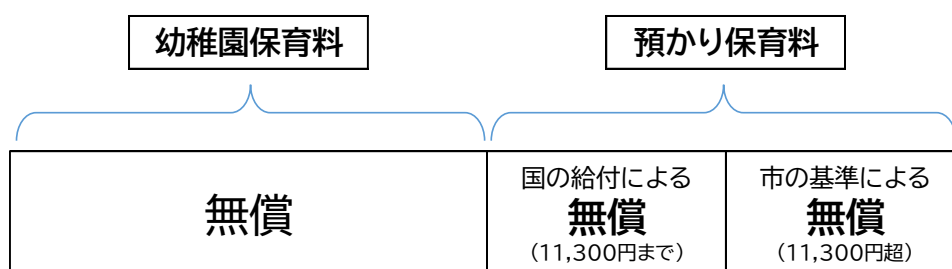
① 幼稚園保育料について

幼稚園等に通われる方全員の幼稚園保育料が無償となります。

② 預かり保育料について

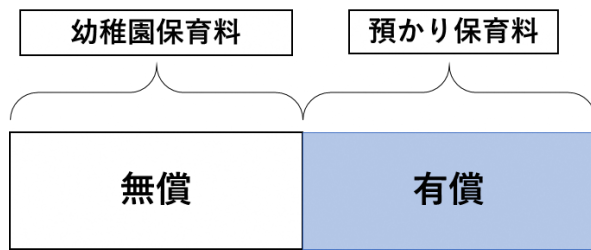
●新2号認定を受けた場合

預かり保育料は国の上限給付月額 11,300 円(日額 450 円)を超えても市基準により全額無償となります。



●新2号認定を受けていない場合

預かり保育料は利用に応じた支払いとなり上限設定はありません。



預かり保育料の減免について

下記の要件に該当する場合は、申請により減免することができます。

	減免認定事由	関係書類(減免申請書に添付)
1	第3子以降の園児	原則 添付書類不要
2	生活保護世帯の園児	生活保護受給証明書
3	市区町村民税非課税世帯の園児	原則 添付書類不要 (令和7年1月2日以降、枚方市に転入された世帯については、保護者全員の市区町村民税非課税証明書が必要です)
4	その他 市長が認めた場合	市長が必要と認める書類

3. 保育要件 (新2号)

① 保育事由

新2号認定を受けるには、父・母のいずれもが次の表のいずれかに該当する場合は、**保育が必要**であることが条件となります。

	保育事由	保育認定事由の要件
1	就 労	1か月当たり 実働64時間以上 の就労をしていること(居宅内外、自営・外勤いずれの場合も含む)。月2万円以上の収入がある内職をしていること。なお、内職は就労証明書提出時に1か月以上の収入実績が必要です。
2	妊 娠・出 産	妊娠に伴う心身の不調等により家庭での保育が困難であること。または、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週)の前日が属する月の初日から、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日までであること。
3	保護者の疾病・障害	保護者が疾病、負傷、または障害を有していること。
4	同居親族の介護・看護	長期にわたる疾病、または障害を有する同居の親族を常時介護していること(親族の介護・看護のために保育の利用をご希望の場合は、事前にご相談ください)。
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(ただし、保護者自身が被災した場合に限る)。
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。
7	就 学	1か月当たり64時間以上就学していること(対象の学校に限る)。
8	下の子の育児休業	既に新2号または新3号認定を受けている児童で、かつ、下の子の育児休業取得時に引き続き保育が必要であると認められること(新規申請時は不可)
9	その他	上記に類する状態にあると認められる場合。

② 保育認定の有効期間

保育事由	認定の有効期間(最長期間)
就労 同居親族の介護・看護 災害復旧	当該子どもの小学校就学前まで (就労要件で雇用契約が有期の場合、契約期間終了までとなる場合があります。)
保護者の疾病・障害	診断書の記載等により家庭での保育が困難と認められる期間
妊娠・出産	出産予定日の6週前(多胎妊娠の場合は14週)の前日が属する月の初日から、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
求職活動	有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月の末日まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
就学	保護者の卒業・修了まで(子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間)
その他	市長が必要と認める期間

③ 保育事由ごとに必要な要件確認書類

新2号認定を受けるために、父母それぞれの保育事由に対応した要件確認書類の提出が必要です。
 証明書類や証明機関によっては、発行に時間がかかることがありますので、早めの準備をお願いします。



要件確認書類(所定様式)はこちら→

保育事由	要件確認書類
1 就 労	<p>就労証明書(所定様式) ※産休・育休明け希望の方は、本証明書の「育児に関する休業・短時間勤務制度に関する項目(No.8~12)」に育休期間等(予定でも可)を記載。 下のお子様の保育園入所が決まるなど正式に復帰日が確定した場合は、復帰確認書(所定様式)を提出してください。</p> <p><自営業(中心者)の方> 就労証明書 + 確定申告書または開業届等の自営を証明する書類 <配偶者または二親等以内の営む事業に雇用契約を結んで就労している方> 就労証明書 + 雇用契約書または労働条件通知書 <配偶者または二親等以内の営む事業に役員として就労している方> 就労証明書 + 登記簿謄本 <自営業(協力者)の方> 就労証明書 <内職の方> 就労証明書 + 月2万円以上の収入実績が確認できるもの(給与明細、通帳コピー等)</p>
2 妊娠・出産	<p>母子健康手帳のコピー(母の氏名・出産予定日記載の部分) ※ただし、産前6週前の前日が属する月の初日以前の利用を希望する場合、別途書類(診断書原本等)が必要</p>
3 保護者の 疾病・障害	<p>疾病・負傷 診断書(原本) ※「家庭で保育困難」の記載必要</p> <p>障害 障害者手帳のコピー</p>
4 同居親族の介護・看護	<p>障害者手帳のコピー・介護保険被保険者証のコピー・<u>診断書(原本)</u> のいずれか ※「常時介護が必要」の記載必要</p>
5 災害復旧	罹災証明書等
6 求職活動	<p>求職活動申立書(所定様式) ハローワーク受付票(ハローワークで発行)のコピー ※ハローワークインターネットサービスの求職者マイページホーム画面を印刷したものでも可</p>
7 就学	<p>在学証明書 就学カリキュラム・時間割等 のいずれか (就学時間帯及び時間数がわかるもの)</p>
8 下の子の育児休業	就労証明書(所定様式) ※No.8~12 の記載が必要です。
9 その他	市長が必要と認める書類

4. 申請書類・提出方法

認定を受けるには、以下の申請書類の提出が必要です。

様式①②は利用(予定)施設にてお受け取り下さい。③の所定様式は枚方市役所HPからダウンロードできます。

1号認定		
申請書類	① 教育・保育給付認定申請書(1号用) ※入園願提出時に必要	
提出先	利用(予定)施設	
提出期限	利用(予定)施設の定める提出期限	
新2号認定		
申請書類	② 子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号) ③ 保育事由ごとに必要な要件確認書類(p.3参照)	
提出先	【年度途中申請】 枚方市役所 保育幼稚園入園課 (市役所 別館5F)	【新年度申請(4/1 認定開始希望)】 利用(予定)施設 ②③を専用封筒に封入・封緘して提出
提出期限	【年度途中申請】 認定開始を希望する日まで(※1)	【新年度申請(4/1 認定開始希望)】 利用(予定)施設の定める提出期限(※2)

(※1)提出後は利用(予定)施設に新2号申請した旨をお伝えください。

(※2)利用(予定)施設の提出期限以後は市役所 保育幼稚園入園課に直接提出してください。提出後は利用(予定)施設に新2号申請した旨をお伝えください。

※新2号認定の申請で提出された書類は、保育所(園)・認定こども園(保育園部分)への教育・保育給付認定申請に必要な要件書類としては原則受付しませんので、別途必要に応じてご提出いただきますようお願いいたします。

※認定の通知方法について

年度途中申請…手続きが完了後、随時市役所より郵送にて通知

新年度申請…1号認定は3月下旬に市役所より郵送にて、新2号認定は4月初旬に園経由にて通知

5. 新2号申請にあたっての注意事項

○新2号認定を受けていたとしても、施設の受け入れ体制により預かり保育を利用できない場合がありますので、利用方法や利用可能日については事前に利用(予定)施設にご確認ください。

○要件確認書類(就労証明書等)などの提出書類に不備があった場合は認定できません。不備書類の提出がなく、新2号・新3号申請書を市役所に提出された日から3か月が経過した場合は、申請がなかったものとして自動で申請取下げとなります。

○新2号認定を受ける方に対して、法令に基づき、保育要件の確認のため年に一度以上現況確認を行っています。現況確認の結果、保育要件の確認が不十分であれば要件確認書類の再提出を求める場合があります。

なお、要件確認書類の提出がない場合や保育の必要性が確認できない場合は、過去に遡及して新2号・新3号認定が取消しとなる場合があります。

○次のような場合は、保育幼稚園入園課に必ず届出てください。

- ・保護者が転職・退職・休職されるとき、就労時間が変わるとき、育児休業を取得もしくは職場復帰するとき
- ・家族の状況が変わったとき(出産・離婚・再婚・祖父母との同居・死亡など)
- ・その他、保育認定の事由に変更があるとき

【問い合わせ先】

<認定に関すること>

保育幼稚園入園課

電話:072-807-3206 FAX:072-841-4319

<利用・減免に関すること>

公立保育幼稚園課

電話:072-841-1473 FAX:072-841-4319